

暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru

札幌司法書士会会報

vol. **3**
2012年
初夏号



特集

とほほの原因
くあらたな事実、発覚く

市民の
みなさんへ



コロポくん

北方領土の登記は なぜできない!?



1

はじめに

2月7日は何の日かご存じでしょうか？もちろん私の誕生日ではない。2月7日は、1855年に我が国とロシアとの間で日本の領土を択捉島までとした日露通好条約（下田条約）が締結された日である。いわゆる北方領土と言われる地域（以下、北方領土地域という。）がこの日に確定したのである。そして、最高裁判所は、この日が過ぎ去るのを待っていたかのように、2004年2月24日、北方領土登記訴訟の上告を棄却した。

これにより、この訴訟は、1994年6月1日の訴え提起から10年で、「北方領土地域は登記の対象とならない」とした札幌高等裁判所での原告逆転敗訴判決のままで終止符が打たれた。当時、根室市在住の舩潟喜一郎氏が根室法務局に申請した北方領土地域（水島島）の住所変更登記申請は、ついに実現されないものとなったのである。そこで、北方領土地域における不動産登記について、登記申請から審査請求、訴訟に至るまでの経緯と、訴訟での争点等について順を追って考察してみたい。

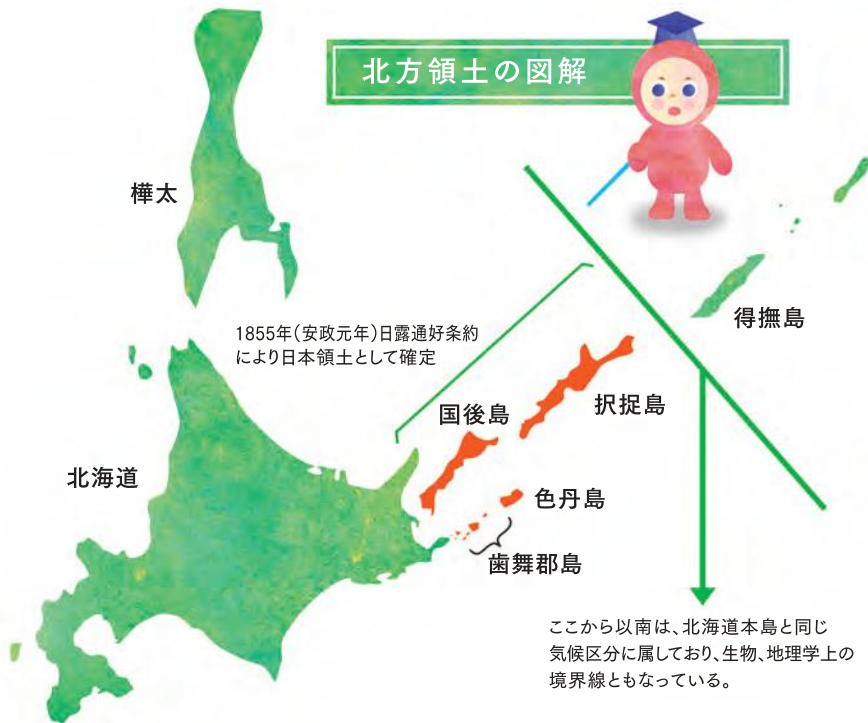
2

登記簿の存在

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を含むいわゆる北方領土地域の登記簿は、現在その総てが釧路地方法務局根室支局に当時のままの状態で見守りと保管されている。日本政府が主張するように北方領土地域が（ロシアに実効支配されているとはいえず）日本の領土であるならば、そこには国際法上はもちろんのこと国内法上においても、わが国の主権、統治権が当然に存在しているはずである。このことは、北方領土地域に元島民が有する不動産に対しても当然に私権が存在していることを意味する。したがって、それを公示するために全ての登記簿が根室法務局に現実に存在しているのも当然であろう。

しかし、終戦後から現在に至るまで、同地域の登記はほとんど（全くではない）実行されていないばかりか、そもそも登記事務の管轄さえ定められていないのが実態である。一方、北方領土地域と同様に近隣諸国との間で領有権問題が存在するとされる「竹島」や「尖閣列島」については、行政区画が定められ本籍がおけるのはもちろんの

北方領土の図解



北方領土の島々は大きい!

■ 日本五大離島

- 第1 択捉島 (3139km²)
- 第2 国後島 (1500km²)
- 第3 沖縄島 (1254km²)
- 第4 佐渡島 (857km²)
- 第5 奄美大島 (709km²)

北方領土は最も近い島々

■ 日本本土からの順位

- 第1 貝殻島〔歯舞群島〕 (3.7km)
- 第2 淡路島 (4.0km)
- 第3 水島〔歯舞群島〕 (7.0km)

4

審査請求申立から 訴訟提起へ

これに対し、舩潟氏は、本件申請を却下した登記官の処分は違法であるとして、同年10月19日、釧路地方法務局長に対し、つぎの4点を主たる理由として審査請求の申立を行なった。

しかし、この申請は翌年3月15日に却下された。その理由は「申請事件は、事実上我が国の統治権、行政権が及ばない地域であり、これらの地域に属する不動産については、事実上、不動産登記法に基づく登記ができない」というものであった。

3

登記申請

こと、当然登記事務の管轄も定められている。大韓民国が実行支配しているとされている竹島については島根法務局西郷支局の管轄とされ、尖閣列島については沖縄法務局石垣支局の管轄とされ、現実にも不動産登記が可能である。

しかし、北方領土地域の登記については、ごく一部の例外はあるものの、登記の申請については事実上受付を拒否し、かろうじて相続に関する申し出手続き(本来の登記ではない)だけを認めていた。このような特殊な状況にあるなかで、歯舞群島の島民であった舩潟喜一郎氏は、1992年11月16日、歯舞群島に所有している土地の登記簿上の住所を現住所地に変更するための登記申請を釧路地方法務局根室支局に提出した。

(1) 法律的妥当性の欠落

「事実上」わが国の統治権、行政権が及ばない地域とは、本件申請地域の法律上の地位を明らかにしているわけではないから、当該理由をもって、不動産登記法に基づく登記ができないとする却下理由は、法律的妥当性の欠落したものと云わざるを得ない。

(2) 法の適用、解釈の誤り

本件申請にかかる不動産が、ロシアの実効支配が継続することにより、わが国の統治権、行政権の行使が事実上阻害されるという特殊な地域に所在するからといって、これが当該不動産の法的性格やその上に存する権利関係に何らかの影響をもたらすと解することはできない。本件申請地域の不動産が、私権の対象として存在し続けていることは疑いのない事実であり、その結果本件不動産が、法律的にわが国固有の領土内の土地として登記能力を有する不動産であることもまた明白である。したがって本件不動産を「登記の対象外の不動産」としたことは、法の適用、解釈を誤ったものである。

(3) 憲法第29条違反

日本国憲法第29条第1項は、「財産権はこれを侵してはならない」と私有財産権の不可侵性を定めているが、本件

申請にかかる地域がわが国固有の領土である以上、同地域における私有財産権もまた本国内における私有財産権と同様な保護を受けるべきことは当然である。また、不動産取引の安全とその円滑を確保するためには、不動産に関する権利関係を公示することが不可欠である。そのため、民法は登記を對抗要件と定め、かつ不動産登記制度を設けてその要請に応えようとしているのであるから、同制度は憲法上認められる私有財産権の制度的保障の重要な二翼を担うものと言ふべきである。さらに、憲法上の財産権保障は私有財産の制度的保障だけでなく、個人の有する財産権の個別的な保障も含むと解されることから、自己の不動産に関する物権変動について登記を受理されるという地位（登記申請権）は、憲法上の権利であると解される。したがって、国には同地域の不動産に対して個人が有している諸権利についても、本国内におけるのと同様に、その保全のための不動産登記法に基づく登記事務を行う義務がある。しかるに、この義務を怠り、同地域の不動産に対する適法な登記申請を却下した登記官の行為は、私有財産権に対する重大な侵害行為であり、憲法第29条に違反する。

(4) 憲法第31条違反

財産権は憲法の保障する基本的人権であり、この基本的人権を尊重する憲法の本質からすると、憲法第31条は、国民に対して財産上の不利益を及ぼす行政処分あるいは行政庁の決定に関しても当然に適用されるべきもの

であるから、本件のごとく、法律上適法な登記申請に対して登記官の恣意的判断によりこれを却下する行為は、憲法第31条にも違反するものである。

しかしながら、当該審査請求に対する釧路地方法務局長の裁決も、先の却下決定と同様の理由をもって、これを棄却する、という内容のものであった。

そこで、登記官が為したこの却下処分は無効確認と取消しを求めて、翌1994年(平成6年)6月1日、国を相手に釧路地方裁判所に訴えを提起したのが、北方領土登記訴訟(マスガタ訴訟)である。

5 本件裁判の争点

本件裁判を一言で表現するならば

「およそ日本国領土内にある土地は

全て登記の対象となる不動産である。」という命題に対する是非を問う裁判であったと言える。



したがって、本件裁判の争点もきわめて単純で明解であつた。すなわち、①本件申請地域(北方領土)は日本の領土か否

か、②根室法務局に眠る北方領土の登記簿は現在でも登記簿なのか否か、③「事実上統治権、行政権を行使出来ない」とは、不動産手続においては具体的にいかなることを意味するのか、

④表示の登記の際における登記官の現地調査権を行使出来ない地域における「権利の登記」は可能なかどうか、である。

①については、原告はこれを当然肯定し、被告国はこれを

黙認する。②については、原告はこれを当然登記簿であるとし、被告国は従前の登記簿という表現でこれを否定する。③については、表示登記の際における登記官の現地調査権を意味することに原告、被告双方とも異論は無い。そのうえで④については、原告は、国民の権利保全と取引の安全迅速性という要請を重視する立場から、表示登記が存在するかぎり少なくとも権利登記は可能であると主張した。これに対し被告国は、表示登記の正確性を最大限重視する立場から、表示の正確性が確保出来ない地域では、権利登記も含めた全ての登記は全面的に不可能と主張した。この部分が今回の登記申請可否の結論として分かれたところである。

これら原告と被告国の主張のうち、特に結論として分かれた④の部分に関して果たしてどちらが説得力のあるものなのか。表示の登記が存するということは、土地の存在とその同一性、特定性は、法的にはすでに確認されていることになる。不動産の現況を常時正確に公示することが表示登記の究極の姿だとしても、そもそも不動産の現況というものは、時間の経過に従って刻々と変化し得るものである。登記の正確性が担保されないとする国の主張は、このような現実を無視した理想論を根拠にして、北方領土の土地の登記能力を否定したものであり、きわめて非現実的な主張と言わざるを得ないのではないだろうか。

また、被告国の主張には、司法書士職能としても受け入れがたい部分があるのだが、紙面が尽きてきたので、その部分は次号での展開としたい。

次号に続く

(記事：つ)



司法書士による 相続・遺言教室 開催

札幌司法書士会は、平成24年2月25日(土)、「司法書士による相続・遺言教室」を開催した。担当したのは、これまでも、大学や高校などに赴いて法教育の授業を実施してきた法教育推進委員会。「大人向けの法教育」というキーワードから生まれたものである。

「成年向け法教育」とは？

法教育というと、「教育」という言葉から、子ども、学生が対象と思いがちではないだろうか。実際に、これまで行われてきた学生向け法律教室では、社会経験の少なさから法的トラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ、という観点で題材が選ばれることが多かったという。

しかし、そこで「法教育」という用語の定義に立ち返ると、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの方を身に付けるための教育」とある(法務省・法教育研究会「平成16年11月4日付報告書」より)。

社会経験の少ない学生だけではなく、大人でも、悪質商法の被害を受ける事例が後を絶たない。また、そこまで及ばなくても、法律を題材にしたメディアの影響、経済情勢、権利意識の変化などから、権利主張をする、又はされる場は増えている。子どもだけではなく、大人にとっても、法的な知識を得る重要性は高まっている。

予想をはるかに上回る大反響

この事業は、月1回程度、大人を対象

に、20名程度の規模で、講師との対話を交えながら講義を行うという、「司法書士が文化教室を行う」イメージで構想が練られた。題材も、まずは一般の方にとって身近で、需要の多いテーマということで、相続・遺言が選ばれた。

しかし、テーマの関心の高さ、そして告知のプレスリリースが北海道新聞の地域欄に掲載されるなどの広報が功を奏し、定員20名の予定だったところ、64名もの多くの事前申し込みがあった。このため、会場を札幌司法書士会研修室から、北海道高等学校教職員センター大会議室に変更することが決まり、当日は委員長長の菊地啓介さんが自ら会場変更のプラカードを持って表に立ち、開始時間も10分繰り下げられることとなった。

熟考された講義・テキスト

「知らない」と損する相続・遺言の基礎知識がテーマという講義内容は、この教室のためにワーキングチームを立ち上げ、6ヶ月以上かけて内容を検討し充実させてきたという。

相続の部では、具体例を挙げながら話が進められる。法定相続では亡夫と前妻との間に子がいたという事例、代襲

相続では漫画「サザエさん」の磯野一家を取り上げ、相続放棄では亡父の財産全てを母に相続させるため、子が相続放棄をしたものの、亡父の兄弟に相続権が移り、財産を要求される事態となった失敗例を紹介しながら、問題となりやすいポイントを押さえていく。

遺言の部では、遺された家族が困らないためにも、自分で判断できるときに、財産をどうしたいのか、意思を残しておくことの大切さを説いた。

配布されたテキストも、図表やイラスト、コラムを多く用いて読みやすくなっている一方で、「特別受益」「代償分割」「遺留分」といったより深い話題にも触れられている。はやりのエンディングノートを意識したという最後は、「遺言を作成する前に」と題して、自分の財産や譲りたい人のリストを載せ、参加者が自分で書けるような構成で締めくくられている。

手ごたえあり

迎える側にとっては、どの程度の知識を持った方が来るのかわからず、不安な面があったという。それでも、インターネットなどで調べたことがあるという方にも、体系を整えた形で話を聞いてもらうことで、断片的な知識の穴を埋め、新しい話と

して受け入れられたのではないかと、菊地さんは分析する。

実際に講師として壇上に立った干場輝明さんも、「予想外の大人数となったが、こちらからの問いかけに反応があったり、頷いてもらったり、質問が出てくるなど、講師としてはやりやすい雰囲気、対話しながら講義するという理想をある程度形にできた。参加者の中には具体的な案件を抱えて来ている方もいて、ニーズの多さが窺えた」と語る。

大人数での法律教室は今回が最後とのこと。今後は、当初の予定どおり20名程度で、成年後見や悪質商法などのテーマも視野に入れながら、対話を重視したり一方で取り組んでいくという。

気になる参加者の反応

終了後、参加者から感想を聞いたところ、ボリュウムが多い、専門用語がわかりにくかったという声も聞かれたが、「自分に何かあったときに、遠方にいる子どもの手を煩わせることのないよう、どのような事前準備をしたらいいか、色々わかった」、「既に遺言書を書いているが、遺言を残すという意義が改めて確認できた」、「数年前に家族を亡くしてそのままになっていた。相続放棄など、早めにした

方がよいこともあるとわかった」と、この教室をきっかけに一歩前進できた方もいたようだ。

講義中、休憩時、講義終了後も質問が絶えず、メモを取りながら真剣に耳を傾ける光景も。テキストも好評で、「友人に渡したい」と多めに持ち帰る方もいた。同時期に行われていた「相続登記無料訪問相談」のリーフレットにも多くの関心が寄せられた。

「こうして大勢の方に集まって話を聞いてもらえれば、参加した方も知識を得られるし、こちらも司法書士の広報に繋がる」と干場さんは話す。

また、参加者の中には、「法律相談というまではいかない」「ちょっとしたことだ」と思うと個別に相談しづらい「相続の悩みはなかなか人に話せない」と打ち明ける方がいた。司法書士会や役所などでの無料相談の機会は増えているが、費用という面だけではなく、専門家と1対1で相談することそのものに、敷居が高いと感じる方はまだまだ多い。そうした方にとって、法律教室は、司法アクセスへの最初の道しるべにもなりうるのではないかと。今回のこのような事業は、実は様々な可能性を秘めているのかもしれない。

平成24年度定時総会開催報告

去る5月12日、ホテルさっぽろ芸文館において、平成24年度定時総会が開催されました。
そこで承認された、今年度の事業計画の一部をご紹介します。

「司法サービスの充実のための事業」から

ADR、司法過疎、相談関連事業のほか、東日本大震災の被災地支援事業として、相談員の派遣を行います。なお、既に昨年12月から毎月1回2日間、大槌町相談センター及び仮設住宅等の巡回相談に対し、相談員を各回4名程度派遣しています。

「司法書士業務の発展に関する事業」から

簡裁訴訟代理業務の推進のための報酬支援の検討や、賃貸借・相続・遺言・企業法務の業務モデルの検討、書類作成を中心とした本人支援型裁判・他業種と連携した事業承継などの業務の推進などを行います。また、司法書士法、民法等法改正の対策にも取り組みます。

「公益的役割を果たす事業」から

貸金業者破綻の対応、自死対策・自死遺族支援、悪徳商法、犯罪被害者支援、更生保護問題、法律教室など、地域と連携しながら、消費者問題や社会問題、法教育に取り組みます。

「発信力のある広報事業」から

司法書士制度140周年記念事業として、相談会の開催や高校生を対象とした「1日司法書士」の企画が検討されています。

「他団体との連携・交流・協議に関する事業」から

10月27日～28日に札幌で「全国クレジット・サラ金・ヤミ金被害者交流集会」が開催されます。これは、毎年1回全国各地で開催されるもので、全国の多重債務・貧困問題等に取り組む司法書士・弁護士・支援者・被害者等が集い、交流を深め研鑽を積む場となっています。当会でも会員への参加・協力の呼びかけ、現地実行委員会の企画運営を担う札幌青年司法書士会への財政的支援などを行います。

新理事就任のご挨拶

札幌司法書士会 理事 / 後藤 力哉

全国青年司法書士協議会の会長という役割を

担っていた1年間で感じたことの

1つは、それぞれの地元での実践が、組織の言動にとっても大きな説得力を与えるということでした。

今度は大好きな北海道、札幌に軸

足をおいて、少しのんびり

りと活動を・・・えっ、

会長。休まず走り続け

ろって？



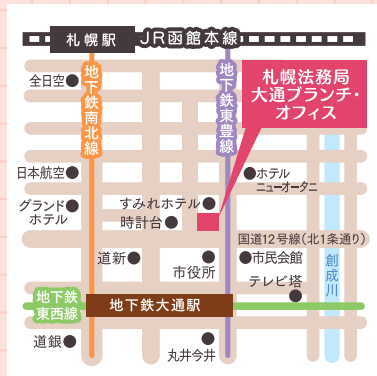
お知らせ

札幌法務局 大通ランチ・オフィス

皆さんは、「札幌法務局大通ランチ・オフィス」をご存じですか？平成24年3月2日に開設されたこの施設は、北一条雁来通を挟んで札幌市役所の北向いにある北海道経済センタービル（札幌商工会議所が入っているビルです。）の1階にあり、タッチパネルの操作で、不動産、会社の登記簿（登記事項証明書）及び会社の印鑑証明書を取得できます。常駐の職員さんもいますので、機械の操作が苦手な方でも安心です。登記簿を取る場合、今までは最寄りの法務局まで足を運ぶ必要がありましたが、様々なオフィスが建ち並ぶ大通駅とアクセスすることにより、市民の皆様の利便性に寄与することを企図して設置された「大通ランチ・オフィス」。特に、市役所での相談や届出に登記簿が必要、という場合には、覚えておいていただくととても便利です。



オープン当日のセレモニーには、札幌司法書士会から、林会長が出席しました。（写真右から2人目）



所在地

札幌市中央区北一条西二丁目
北海道経済センター1階

取扱い時間

平日午前9時30分～
午後4時30分

- JR札幌駅より徒歩10分
- 地下鉄大通駅から徒歩5分
（さっぽろ地下街北大通西2丁目
「市役所・経済センター」出口より
徒歩2分）

誌上研修（こぼれ話）

「犯罪被害者支援のための研修会」とある会員の受講記録 2月11日

● 犯罪被害者支援を司法書士の業務とする根拠は？

総合法律支援法6条では、「総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、犯罪被害者等の援助に係る態勢の充実が図られなければならない」旨が規定されています。その「総合法律支援」には、司法書士のサービスをより身近に受けられるようにするための支援も含まれており（同1条）、司法書士及び司法書士会も一定の責務を負うとされています（同10条3項）。

● 具体的な支援内容とは？

告訴状作成などの刑事手続のほか、損害賠償請求などの民事手続に関する支援も考えられます。刑事事件といえど弁護士、というイメージですが、歴史的に見ると、弁護士はこれまで刑事被告人側の弁護人であることが

多く、犯罪被害者側の支援は新しい価値観といえます。

● 課題は？

例えば、告訴状の提出先は検察官又は司法警察員とされていますが、司法警察員に提出するケースがほとんどであり、検察官への提出は事実上ハードルが高いのが現状です。しかし、司法書士法では、検察庁に提出する書類の作成に関する規定しかありません。こうした問題解決への機運を高めるには、幅広い意味で実績を積み重ねていくことも重要です。

また、被害者支援を業務として行うことの制度設計が各単位会に求められるとともに、個々の司法書士も、特に2次被害を起こさないために、心構えを持つことが大切でしょう。

※これは、研修に参加したとある会員が、講師（司法書士 橋本隆雄さん）の話やテキストを参考にして書き記したものです。

とほほの原因 ～あらたな事実、発覚～

のりこ
法子

司法書士。海里一家と親しい。夏子と渚を借金の相続から救うために奔走する。



登場人物紹介

せいいち
聖一

渚の祖父。息子の柁介と交通事故に遭い、同時に死亡してしまっ



すずこ
鈴子

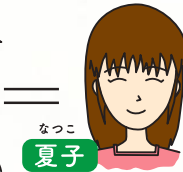
渚の祖母。夏子にとっては義母になる。



つかさ
司 法子の双子の兄。司法書士。

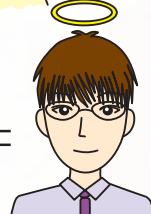


かいり
海里 夏子の夫。亡くなってしまったが渚と夏子が心配で、天国から様子を見に帰って来た。法子の学生時代の先輩でもある。



なつこ
夏子 海里の妻。柁介と離婚し、子ども(渚)を連れて再婚した。思いがけない相続問題に悩む。

離婚



しゅうすけ
柁介

夏子の前夫。借金癖があり、多額の借金を抱えたまま、父親と交通事故で死亡した。



なぎさ
渚

夏子と柁介の間の子。3歳。育ての親である海里を「おとーちゃん」と呼んで慕っていた。



あきら
陽 渚の曾祖父。地主でもある。

—前回までのお話—

柁介(渚の実父)の死後、既に1年が経過していることが分かり、渚が柁介の借金を引き継がなければならないのではないかと気を揉む海里に、法子は相続放棄のできる期間(3か月)の起算日について、渚の親権者である夏子が柁介の死を「知った時」からであると説明。安心して天国へUターンするよう促す一方、夏子には柁介が生まれてから亡くなるまでの戸籍を集めるよう助言する。

夏子を取り寄せた柁介の戸籍から、柁介と同じ日に柁介の父親である聖一も亡くなっていることが判明。聖一の財産についても渚に相続権があることから、法子は、同じ司法書士である司(法子の双子の兄)にも協力を仰ぎ、聖一の戸籍の収集、柁介と聖一の遺言の有無、財産調査を行う必要があると夏子に告げ、その方法を説明。家庭裁判所に「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の申立てをして手続

きを進めてみると、どうやら難題が…？

2011年9月 於：柊介の実家

夏子：「法子ちゃん、柊介さんとお義父さんの名義のものは、これくらいよ。」

法子：「どれどれ…柊介さん名義と聖一さん名義の預貯金通帳、それからこの家の権利証…おや。」

夏子：「どうかしたの？」

法子：「この家は、敷地が陽おじいちゃんのもので、建物は陽おじいちゃんと聖一さんが半分ずつ持っているのね。」

夏子：「そういえば、陽おじいちゃんは、昔、この辺り一帯の地主さんだったそうよ。」

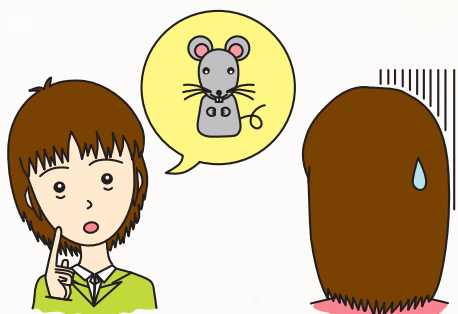
法子：「ふーん…それで、お隣の陽おじいちゃんの家とこの家の敷地、両方が陽おじいちゃんの名義なのね。」

夏子：「陽おじいちゃんと春乃おばあちゃんは、二人で生活するのが難しくなったら、この家で一緒に住む予定だったのよ。だからこの家もバリアフリーにしたのに、ね…」

法子：「それなのに、誰も住む人がいなくなっちゃったのよね。おじいちゃんとおばあちゃん、さぞかし心細いでしょうね…。それに、この家をこのまま空き家にしておくのもよくないわ。住む人がいないと、家って傷むわよ～。湿気がこもるし、あんまりお目にかかりたくないものが棲みついたりして…」

夏子：「…それ、何を想定してるの？」

法子：「ん？ネズミとか？」



夏子：「…早急に売るか、貸すように、陽おじいちゃんに言わなきゃ！」

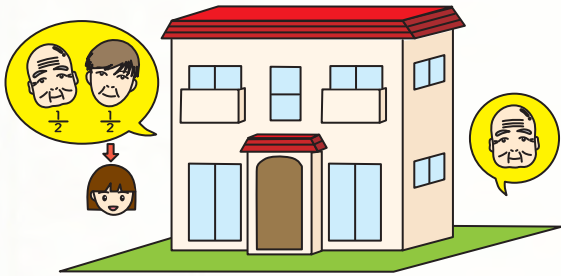
法子：「そうねえ…けど、売るにしても貸すにしても、陽おじいちゃんと渚ちゃんが一緒に契約しないと。」

夏子：「え？渚も？」

法子：「そう。この家(建物)は陽おじいちゃんだけのものじゃなくて、半分は聖一さんのものだから、その分を渚ちゃんが相続しているのよ。」

夏子：「半分？」

法子：「あ、この家をタテに半分とか、1階と2階で半分、とか、目で見て分かる形で分けているんじゃないのよ。この家を所有する権利を半分ずつ持っている、つまり、共有しているってことなのよ。陽おじいちゃんも、渚ちゃんも、この家を使う権利を平等に持っているから、一方だけで勝手に家を売ったり貸したりできたら、もう一方は家を使う権利を奪われてしまうでしょ？」」



夏子：「だから二人で一緒にしなきゃいけないのね。」

法子：「うん。ちなみに、共有の財産って、共有者間で意見が合わないと処分できない等、不都合なこともあるわよね？だから、共有の状態を解消して財産を分ける方法が3パターンあるの。この家を陽おじちゃんと渚ちゃんが分けるとしたら、現物分割以外の方法ね。」

夏子：「なるほど。…ところで、この家を売るなり貸すなりするとして、若い渚がおじちゃんと一緒に手続を進めることはできないわよね。この場合、親である私が渚に代わってやっていいの？」

法子：「買主もしくは賃借人が夏子さんでなければ大丈夫よ。」

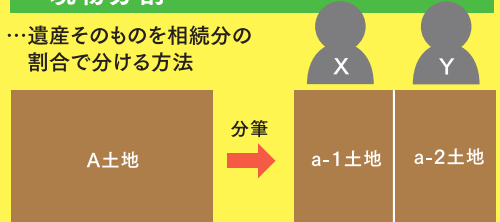
夏子：「と、いうと？」

法子：「例えばこの家を売るとして、その契約をするのは、買主側が夏子さん、売主側が陽おじちゃんと、渚ちゃんの親権者である夏子さん。これだと、夏子さんが売主と買主の両方の立場になってしまい、やろうと思えば自分の利益優先で話を進め

例：相続人が2人、相続分が各2分の1の場合

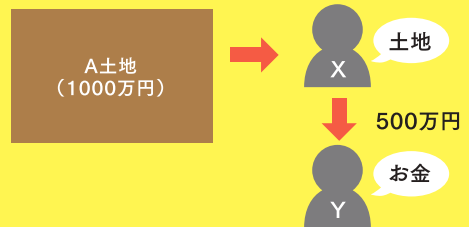
■ 現物分割

…遺産そのものを相続分の割合で分ける方法



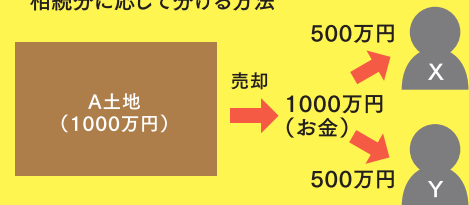
■ 代償分割

…相続人の一人が相続分以上の遺産を買い受ける代わりに、買い過ぎた分を他の相続人に金銭で支払う方法



■ 換価分割

…遺産を売却して金銭に換え、その金銭を相続分に応じて分ける方法



られるでしょ？この場合は、渚ちゃんのために『特別代理人』という別の代理人を立てて、その人が渚ちゃんに代わって話し合いをすることになるのよ。」

(さらに家捜しは続く…)

夏子:「法子ちゃん!」

法子:「どうしたの?」

夏子:「仏壇の引き出しの中のろうそくの箱の底に『遺言』と書かれた封書がっ!!」

法子:「えっ、聖一さんの?それとも、柊介さん?」

夏子:「えっと…『冬野鈴子』、お義母さんのだわ。」

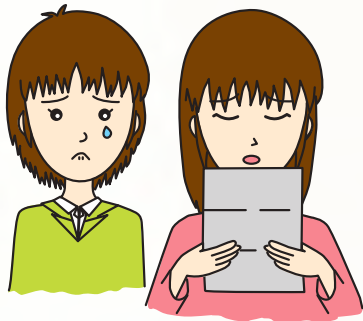
法子:「…はい?」

夏子:「しかも、封が開いてるんだけど、これ、家庭裁判所に持って行かないと中身を確認できないの?」

法子:「開いているなら検認前に中を見ても大丈夫よ。」

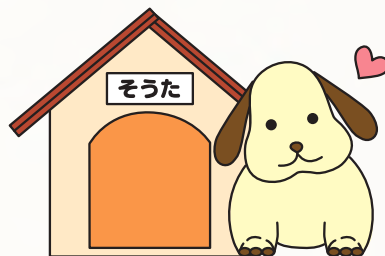
鈴子:「聖一さん、柊介へ。私はおそらく、長生きはできないでしょう。だから、この間、公証役場へ行って、遺言書を作ってもらいました。大事なものは、ひなぎく銀行の貸金庫に預けてあります。…気がかりといえば、柊介、あなたのことです。どうかもう借金なんかしないで、渚のためにもしっかり生きなさい。爽太のこと、よろしくね」

夏子:「お義母さん…」



法子:「法律上の効力は何も持たないけど、遺された家族に対するメッセージ、これもまた“遺言”に違いないわ。亡くなるまで、柊介さんのこと、渚ちゃんのことを気にかけていたのね。…ところで、『爽太』って?」

夏子:「ああ、お義母さんがかわいがってた犬よ。今はお隣に。」



法子:「そうなの。ところで夏子さん、この封書のあった場所からして、もしかしたら鈴子さんの遺産は、相続の手続きが取られていないのかも。まずは公証役場へ行ってみましょう。あ、その前に、鈴子さんの戸籍と、聖一さんか柊介さんの戸籍、渚ちゃんと夏子さんの戸籍が必要ね。」

夏子:「いっぱい必要なのねえ。」

法子:「渚ちゃんは、鈴子さんの直接の相続人じゃないからなのよ。鈴子さんの直接の相続人は聖一さんや柊介さんで、その後お二人を相続した渚ちゃんが結果として鈴子さんの財産を承継したわけだから、その関係がわかる書類を持って行かないといけないの。」

夏子:「なるほど!ちなみに、お義母さんの戸籍は、生まれてから死ぬまで、全部を集めないといけないかしら?」

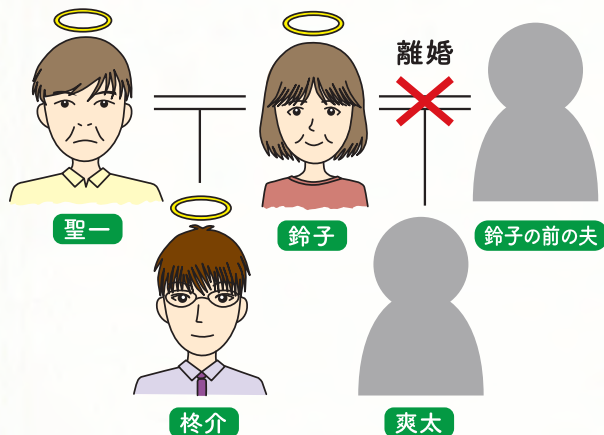
法子：「そうねえ、公正証書遺言の閲覧も、遺言の内容に従った相続の手続きも、相続人が各自でできるから、鈴子さんと渚ちゃんの関係がわかる範囲の戸籍があれば足りるはずだけど…相続財産の中に預金がある場合、公正証書遺言で指定された相続人が単独で手続きをしようとしても、相続人全員の協力がないと払い戻しにに応じてくれない銀行もあるから、念のため全部の戸籍を取っておいた方がいいかもね。」

夏子：「わかったわ。お義母さんの実家はお隣だから、戸籍は簡単に集められるはずよ。役所に行って、取ってくるね。」

法子：「…夏子さん、知ってた？」

夏子：「ううん…聞いたことない。」

法子：「戸籍はすぐとれたけど、鈴子さん、聖一さんとは、再婚…みたいよ。」



夏子：「しかも、『爽太』って…」

法子：「鈴子さんと前夫の間の子、つまり、柊介さんの父親違いのお兄さん、だね。」

夏子：「爽太さんにも連絡をしないと…でも、連絡先がわかるものが見当たらないわ。どうやって爽太さんと連絡を取ればいい？」

法子：「まず、春乃おばあちゃんに訊いてみない？何か知っているかも。」

夏子：「今は、陽おじいちゃんとお出かけているわ。」

法子：「じゃあ、先に公証役場に行って、遺言の内容を確認しましょう。爽太さんの連絡先は、調べてもわからないようなら、役所に行って戸籍の附票を出してもらえるか確認しましょう。」

夏子：「戸籍の附票？」

法子：「戸籍と住民票って別の書類だから、戸籍を見ても住所はわからないし、住民票を見ても戸籍関係はわからないでしょ？これらをつなぐ役割を果たしているのが戸籍の附票なの。戸籍の附票には住所の履歴が記載されているから、爽太さんが住民票の移転をきちんとしていれば、現在の住所がわかるのよ。」

夏子：「そういう方法もあるのね。少し安心した。」

法子：「よーし、じゃあ、公証役場へ行こうか！」

…さてさて、鈴子さんの相続財産とは？
爽太さんとの連絡は取れるのでしょうか？

<次号に続く>

(記事：お)

司法書士が答える

「ほっ」と相談室 vol.3

～相談内容～『年老いてからの財産管理が不安』



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士
繁泉 昭仁

相 夫が昨年亡くなってしまい、この先がとても不安です。高齢になってきたので、もし、認知症等になって、自分の財産の管理や身の回りのことができなくなったときのために、今何かできることはないのでしょうか？



確かに、あまり聞き慣れない契約ですよ。この契約は、平成12年にできた「任意後見契約に関する法律」に基づいて結ばれる契約で、公証役場に行って作る必要があります。その理由としては、ご本人の意思をしっかりと確認し、契約の内容が法律に従ったものにするためです。



ご主人が亡くなられたご心痛をお察しします。お見受けしたところ、とてもお元気そうですが…。確かに将来何が起こるかわかりませんよね。何かあったときのために自分の財産や身の回りのことを任せられるお子さんやご親戚の方はいらっしゃるでしょうか？

相

公証人が間に入って契約できるのは安心ですね。ただ、いくら法律の専門家だったとしても、面識がそれほどない方に将来自分の財産を預けるのにはやっぱり不安ですね。

相 子ども孫もおりません。だから心配なんです。弟が1人いますが、離れて住んでおり、もう何年も連絡をとっておりません。何かあったときに頼りになる人が近くに居ればよいのですが…。



ご心配はいいりません。任意後見契約というのは普通の契約とはちょっと違って、将来、本人の判断能力が低下してきた場合に、家庭裁判所が任意後見人を監督する人（任意後見監督人といいます。）を選任してからスタートすることになります。ですから、任意後見人は、勝手に本人の財産を自分のために使うことなどはもちろんできません。しかし、いくら監督する人がいるからといって、やはり面識のない人に全財産を預けるのはご不安かと思います。任意後見契約で一番大切なことは、信頼関係です。そのため、任意後見契約については、自分の財産を預けても安心だという方と十分に話し合ってから契約を締結することをお勧めします。



そうだったのですか。そうすると、この先の将来が心配になるのは無理ありませんね。あなたのような場合、任意後見契約を結んでおくという方法があります。任意後見契約とは、自分が元気なうちに法律専門家や自分が信頼できる人（任意後見人となる人）との間で、自分の判断能力が衰えてきたときには自分に代わって財産を管理したり、病院や施設などの契約手続をして下さいとお願いしておく契約をいいます。

相 任意後見？そんな契約があるなんて、初めて聞きましたよ。その任意後見契約というのはどうやって結べばいいのですか？

お悩みの方は、下記の相談センターまでコール

申込方法 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

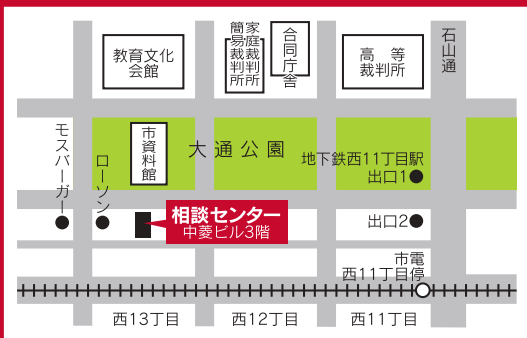
電話予約 **011-272-9035** (月～金/9:00～17:00)

相談員 認定司法書士 ※祝祭日、年末年始、お盆期間は除く

住所 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階

下記地区においても相談を受けています。

- 滝川地区 / 0125-23-7737
- 苫小牧地区 / 0144-33-8885
- 小樽・余市地区 / 0134-62-6734
- 岩見沢地区 / 0126-20-2575
- 室蘭地区 / 0143-46-8585



札幌司法書士会
からのお知らせ

困りごと “ほっと”ライン

無料

<電話相談センター>

information 01

電話相談センター 『困りごと“ほっと”ライン』 を設置しました！

認定司法書士が身の周りのトラブル、賃貸借契約、相続登記、債務整理などの様々な法律相談（簡易裁判所における訴訟等の代理権の範囲に限る）及び手続きに関するご相談を、お電話でお受けします。



相談専用ダイヤル **011-211-1585** 月～金/13:00～16:00
※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

※**面談相談**をご希望のかたは下記の予約専用ダイヤルにお電話ください。

面談相談 予約専用ダイヤル

予約 月～金/9:00～17:00
受付 ※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

札幌会場 011-272-9035 室蘭会場 0143-46-8585
岩見沢会場 0126-20-2575 苫小牧会場 0144-33-8885
滝川会場 0125-23-7737 小樽会場 0134-62-6734

information 02

参加無料

開催内容の詳細は
司法書士編P05～P06
をご覧ください。

相続・遺言のお話、聞いてみませんか？

相続・遺言教室



相続・遺言教室を 定期的で開催します！

相続について悩んでいる方や遺言書の作成について検討されている方等、市民の皆様相続・遺言の基本的な情報を提供させていただく「相続・遺言教室」を定期的で開催することになりました。ぜひご参加ください。

※皆様の具体的なご相談については、開催当日はお答えできませんので、ご了承ください。

主催 札幌司法書士会
開催日時 [開催時間] 10時～12時
●5/26(土) ●6/23(土) ●7/14(土)
●8/22(水) ●9/15(土) ※予約が必要です

開催場所 札幌司法書士会研修室
札幌市中央区大通西13丁目4番地中菱ビル2階

予約・お問合せ先 札幌司法書士会事務局
※平日10時～16時まで受付

011-281-3505

information 03

140周年記念 街頭法律相談会

司法書士による街頭法律相談会（無料）を実施します。

■開催日 8/4(土)
■時間 10時～16時
■場所 札幌駅前通地下広場



住宅ローンの悩み
労働トラブル
相続遺言について...など

8/3(金)は司法書士の日です。

女性司法書士による 女性のための電話法律相談窓口

相談無料

なのはな 相談センター

相談員

札幌司法書士会所属認定司法書士(女性)であり、なのはな相談センター相談員名簿登載者です。

相談料

電話相談及び初回の面談相談は無料です。
※電話の通話料はご相談者の負担となります。

●「まずは電話してみよう」という方

ご都合の良い時間帯(電話相談受付時間内)に、下記の電話相談ダイヤルへお電話ください。

※お電話による相談は20分程度を予定しておりますので、詳細な回答をご希望の場合は面談相談もご利用ください。

電話相談
ダイヤル

011-522-5625

電話相談
受付時間

月・水・金 12:00～15:00
火・木 16:00～19:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

information 04

これまでの電話相談に加えて、 面談相談も開始しました!

なのはな相談センターは、**女性からの法律相談**(簡易裁判所における訴訟等の代理権の範囲に限る)、及び手続きに関するご相談をお受けする常設の電話相談窓口です。4月から新たに面談相談も開始しました。**相談員は全員女性**であり、女性特有の問題から、身の回りのトラブルなどのご相談をお受けいたします。どうぞお気軽にご相談ください。

●「対面してじっくり相談したい」という方

あらかじめ下記の面談予約ダイヤルへお電話の上、面談のご予約をお願いします。

面接予約
ダイヤル

011-272-9035

面談
開催時間

毎週木曜日 ①17:00～18:00
②18:00～19:00 ③19:00～20:00

面談場所: 札幌司法書士会館

札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル3階

information 05

コロポくんが 札幌司法書士会の公式 キャラクターになりました!

みなさんこんにちは。コロポです。札幌司法書士会の公式キャラクターとして、デビューすることになりました。あなたの周りの様々なトラブルを、ほくも一緒に考えて、問題解決のお手伝いをしていきます。これから、いろんな場所に登場しますので、よろしくお願ひします。



コロポくん

information 06

札幌司法書士会の 看板をリニューアル!

当会や相談センターへお越しになる方の目印になるように、看板をリニューアルしました! 青地に白文字で字が見やすくなり、電飾行灯看板になったので、夜間は遠くからでも目立つようになりました。ビルの上のほうで輝いております。



シリーズ

この建物は何？

中島公園の西側にあり、文明開化の匂いを発するこのトレピア～な建造物をご存じですか？



Point 1

最初に利用した方が明治天皇です。明治天皇が宿泊された「梅の間」を再現した部屋です。

Point 2

当時の大正天皇(皇太子殿下)が座られた本物の椅子です。



正解

正解：豊平館(ほうへいかん)。豊平館は、明治16年に建てられた鹿鳴館よりも一足早い、明治13年に北海道開拓使直属の洋風ホテルとして建てられました。明治初期の近代建築を代表し、札幌時計台とともに日本のツーバイフォー工法の原型とされています。

当時は北1条西1丁目にあり、明治、大正、昭和天皇がご宿泊なされました。第二次世界大戦後には進駐軍の宿舎として利用され、また、進駐軍が三越札幌店を接收した際には代替店舗として使用されたという歴史を持ちます。昭和33年に市民会館建設のため現在の中島公園に移築され、昭和38年には国の重要文化財に指定されました。一般にも公開され、結婚式、音楽会など幅広く利用されてきましたが、現在は耐震工事中のため、平成28年まで閉館となります。

ワンポイント手話教室

第3回

『わかりました』

手のひらを
胸にあててから
下におろします。

「わかりました
(理解しました)」



編集後記

命溢れる初夏です!!

花が咲き、野山や田畑が緑
となって、自然界では新しい命

が日々産まれている、と実感が湧いてきます。

昨年10月、12年間共に暮らした愛猫を失いました。しばらくは心にぽっかりと穴が空いて、ペットロス症候群に陥っていました。あれほど可愛い猫はもういない、他の猫には愛情を注がない、と思っていたのですが…。

縁があって我が家に仔猫を迎えることとなりました。人はみな、本能的に自分より小さくて弱いものを守りたいと欲し、愛おしむものなのでしょう。そして気付かされます。愛情を注いだ相手の期待に応えようとする自分自身の成長を。

さあ、これからたっぷり可愛がってあげるね。

(坂口亜子)

コロポくんの法律クイズ

～とけるかな？クロスワードパズル～

プレゼントが
当たるよ！



タテとヨコのカギのクイズを解いてパズルを完成させよう！
答えをはがきを書いて応募すると、正解者の中から抽選で
3名様に**5000円相当の図書カード**が
当たるよ！難しければ、法律の条文を開いてみよう！
正解は次号で発表するね。

※当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

1	2		3	4		5
6	7		A		8	
9				10/11		
12		13F	14			
G	15D		16			17E
18			19		20C	
				21		
22			B	23		

応募方法

A～Gのマスの文字をつなげると、言葉が完成します！
はがきに、キーワード・賞品の送り先・氏名・年齢・電話番号を書いて、下記まで送ってね。

キーワード

□□□と□□□□
A B C D E F G

送付先

8月末日消印有効
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西13丁目4番地
中菱ビル6階 札幌司法書士会
「コロポックル第3号 クロスワード応募係」

【お問合せ】 TEL / 011-281-3505

タテのカギ

- 職務上の権限【ヒント:民事訴訟法14条】
- 成年後見制度の類型の一つ。準禁治産に代わって新設。【ヒント:民法11条】
- 司法書士の場合は、毎年7月に実施。【同義語:テスト】
- これを行えば、血縁関係がなくても親子関係になるよ。【ヒント:民法792条】
- 不動産登記記録は、「権利部」と「○○○○部(所在や面積などが記録される)」に別れているよ。
- 契約書に自分の名前を書くこと。【同義語:署名】
- 商法。連鎖販売取引ともいわれ、一定の規制があるよ。
- 法テラスの正式名称は、「日本司法○○○センター」。
- 借りたお金を返さないときに、財産をおさえられてしまうこと。
- 憲法18条では、犯罪による処罰をのぞき、意に反する「○○○」に服せられないとして、人身の自由を定めているよ。
- 法定主義。どのような行為が犯罪となり、どのような処罰を受けるか、あらかじめ法律で規定しなければならないという考えのこと。【ヒント:憲法31条】
- 依頼者がある特定の法律行為を委託し、相手方が承諾することによって成立する契約。【ヒント:民法643条】
- 人をだまして不当な利益を得ること。だまされないように注意してね！【ヒント:刑法246条】
- 前もって決められた一定の時期。【ヒント:民法135条】
- 婚姻関係を解消すること。

ヨコのカギ

- 裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成、代理を業とする専門家です。認定を受けていれば、簡易裁判所管轄の民事事件も代理を業とすることもできるよ。
- 内閣の職務のひとつ。○○○を作成し国会に提出すること。【ヒント:憲法73条】
- 無効な行為や、取り消せる行為を認めて確定させること。【ヒント:民法119条】
- 権利。必要な情報を妨害を受けずに受取る権利として、憲法21条(表現の自由)を根拠とするよ。
- の抗弁権。保証人が、債権者に対して、まずは主たる債務者の財産を差し押さえるよう主張することができる権利。【ヒント:民法453条】
- 納入や支払いが遅れること。
- 婚姻していない状態。⇄既婚。
- 夫婦として生活しているのに、婚姻届出を行っていないため、法律上の夫婦と認められない関係。
- 血縁上の親子関係の存在を認めること。【ヒント:民法781条】

※お寄せいただきました個人情報、当クイズの賞品抽選・発送以外には使用しません。

vol.3

2012年
初夏号

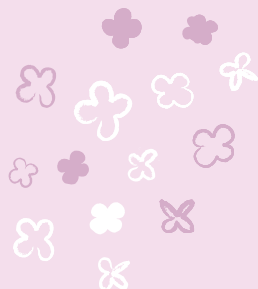
特集

「北方領土の登記は

なぜできない!？」

”今“を見つめる、”明日“を読む

コロポックル



司法書士の
みなさんへ

コロポくん

[編集・発行]

札幌司法書士会

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F

TEL.011-281-3505

FAX.011-261-0115

<http://www.sihosyosi.or.jp>

■会報委員会

岩井 英典

小原 有津子

國分 三恵子

中西 晃弘

西野 悦子